

別表十二(十二)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

⑥ 中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度		・	・	法人名	()
当期積立額		1	円		11 中部国際空港整備準備金の金額
(1)の内訳	(1)のうち損金経理による積立額	2	翌期繰越金額の計算	均等益金算入額の計算	12 基準事業年度等の終了の日における中部国際空港整備準備金の金額
	(1)のうち剰余金の処分による積立額	3		均等益金算入額	13 (12) × —
				同上以外の場合による益金算入額	14
積立限度額	空港用地取得価額基準額	4	計	計	15 (13) + (14)
	空港用地取得価額基準額	5		当期積立額のうち損金算入額	16 (10)
	累計限度基準額残額	6		期末中部国際空港整備準備金の金額	17 (11) - (15) + (16)
額の計算	所得又は連結所得の金額	7	貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている中部国際空港整備準備金	18
	所得基準額の計算	8		差引	19 (18) - (17)
	積立限度額	9		貸借対照表の取崩不足額	20 (15) - ((1) - ((18) - 前期の(18)))
当期積立額のうち損金算入額		10	前期以前分		23 前期末における差額 (前期の(19))

別表十二(十二) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1212

「10」欄

中部国際空港整備準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の7の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00481」
- ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額